

令和元年度 三重県企業庁経営懇談会 説明資料

三重県企業庁の概要

- 1 令和元年度の組織体制 1
- 2 平成30年度決算の概要 2

三重県企業庁経営計画の概要 5

各事業の令和元年度進捗状況

- 1 水道事業 10
- 2 工業用水道事業 20
- 3 電気事業（RDF焼却・発電事業） 26

（参考資料）

- 平成30年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要 30

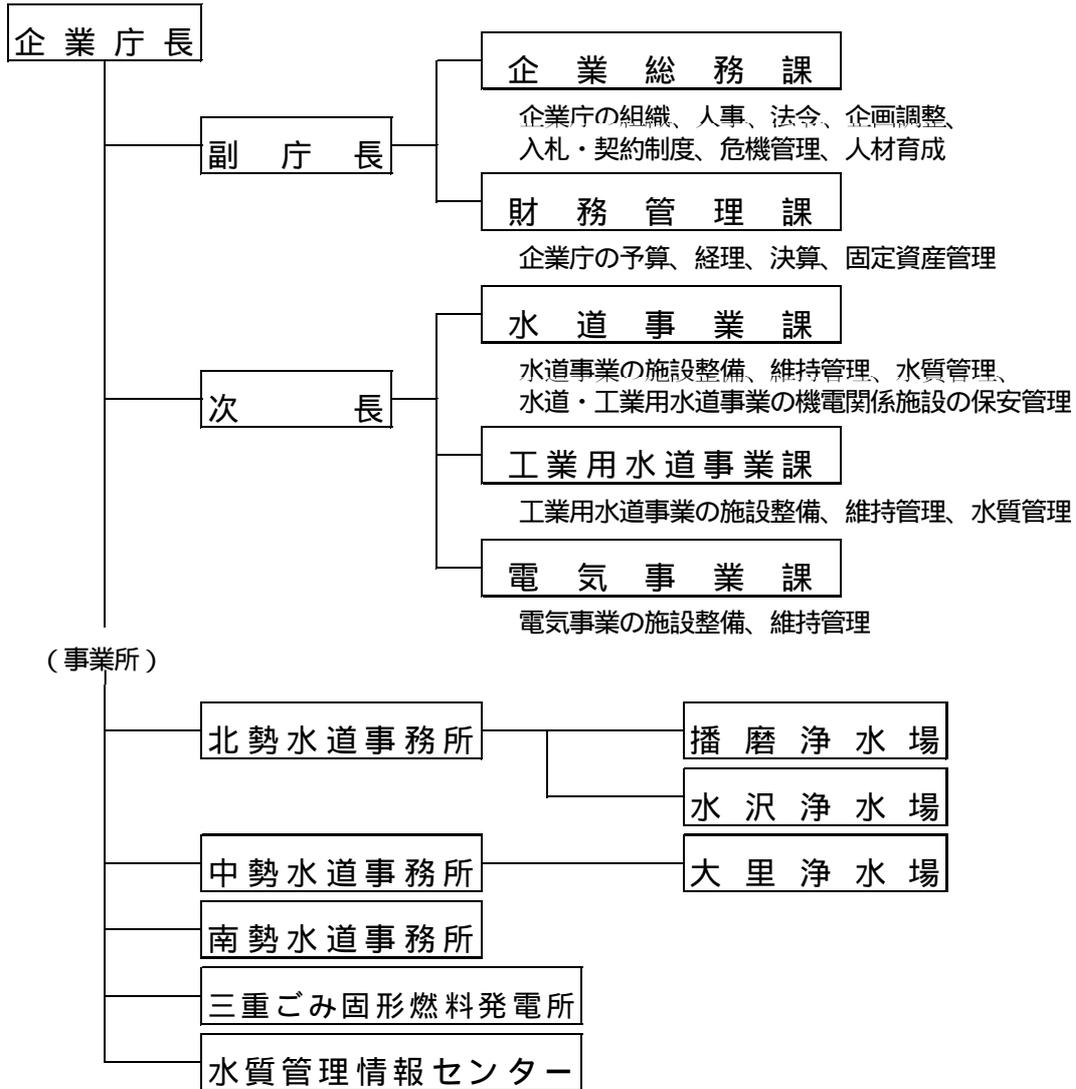
令和2年2月5日

三重県企業庁

三重県企業庁の概要

1 令和元年度の組織体制

(1) 組織図〔5課、5事業所〕



(2) 職員数の推移 (令和2年2月1日現在)

【単位：人】

	H27		H28		H29		H30		R1	
	人数	増減								
本庁	67	3	64	3	61	3	61		60	1
事業所	124	35	124	0	125	1	124	1	124	
計	191	38	188	3	186	2	185	1	184	1

2 平成 30 年度決算の概要

(1) 損益計算書及び貸借対照表

ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成 30 年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の 1 年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費等です。

(単位:百万円・税抜き、%)

	水 道		工業用水道		電 気	
	H30	対前年度比	H30	対前年度比	H30	対前年度比
営業収益	8,084	99.5	5,287	102.0	1,381	103.7
営業費用	8,121	101.1	4,942	100.2	2,031	99.9
営業損益	38	-	345	137.4	650	-
営業外収益	864	101.0	395	95.0	44	91.6
営業外費用	487	90.3	246	96.2	0.4	107.8
経常損益	340	84.9	494	120.2	606	-
特別利益	-	-	85	皆増	-	-
特別損失	-	-	147	皆増	71	皆増
純損益	340	84.9	432	105.0	678	-
前年度繰越利益剰余金等	400	118.2	411	69.6	1,981	-
当年度末処分利益剰余金	740	100.2	843	84.1	2,659	-

百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。(貸借対照表も同じ)
単位未満の金額は小数点第 1 位まで表記しています。

イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の平成 30 年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産とで構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

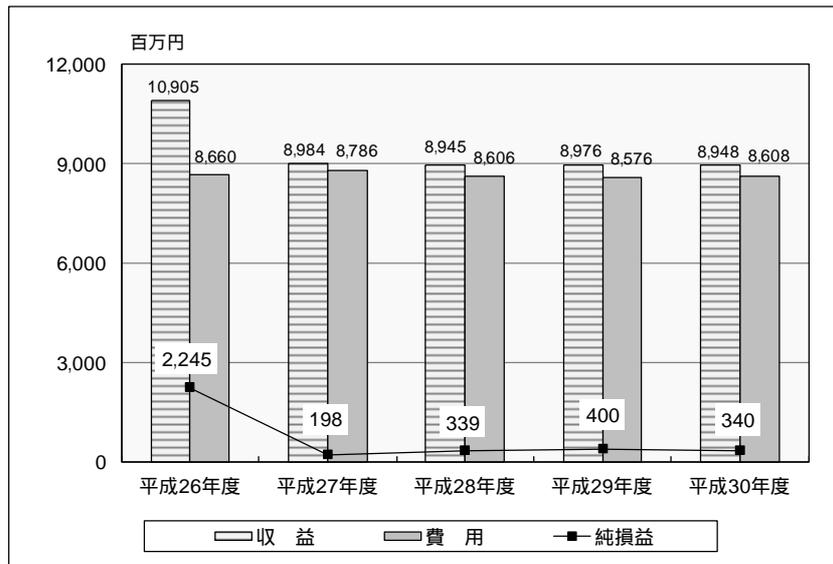
資本は、資本金と剰余金とで構成されます。

(単位:百万円・税抜き、%)

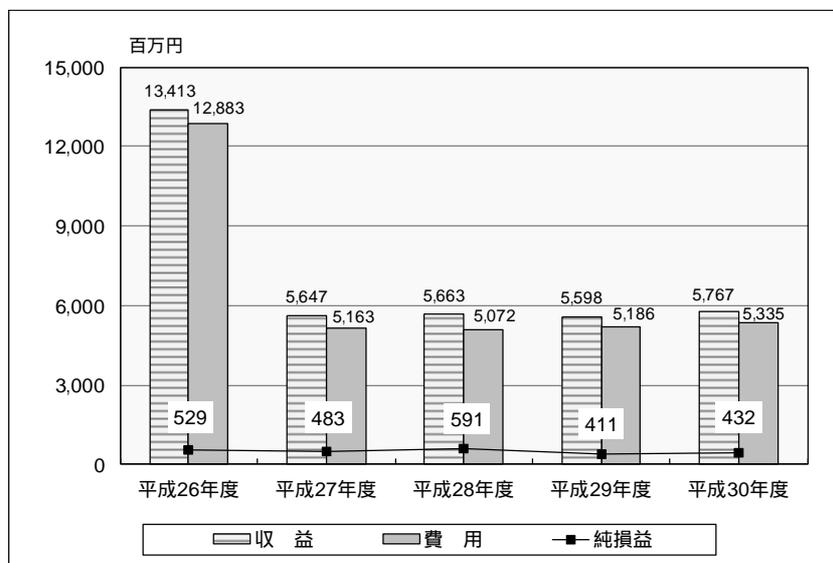
	水 道		工業用水道		電 気	
	H30	対前年度比	H30	対前年度比	H30	対前年度比
固定資産	124,055	98.5	105,291	103.7	2,061	91.5
流動資産	11,731	91.3	8,390	89.6	8,888	94.5
資産合計	135,786	97.9	113,681	102.6	10,949	93.9
固定負債	20,048	89.3	18,697	114.1	338	103.7
流動負債	3,097	90.0	1,590	97.8	234	96.8
繰延収益	22,329	96.9	17,341	99.0	73	63.7
負債合計	45,473	93.0	37,627	105.9	645	94.6
資本金	88,703	100.5	73,981	101.2	12,964	100.0
剰余金	1,609	100.1	2,072	92.9	2,659	-
資本合計	90,312	100.5	76,053	101.0	10,305	93.8
負債資本合計	135,786	97.9	113,681	102.6	10,949	93.9

(2) 決算額の推移

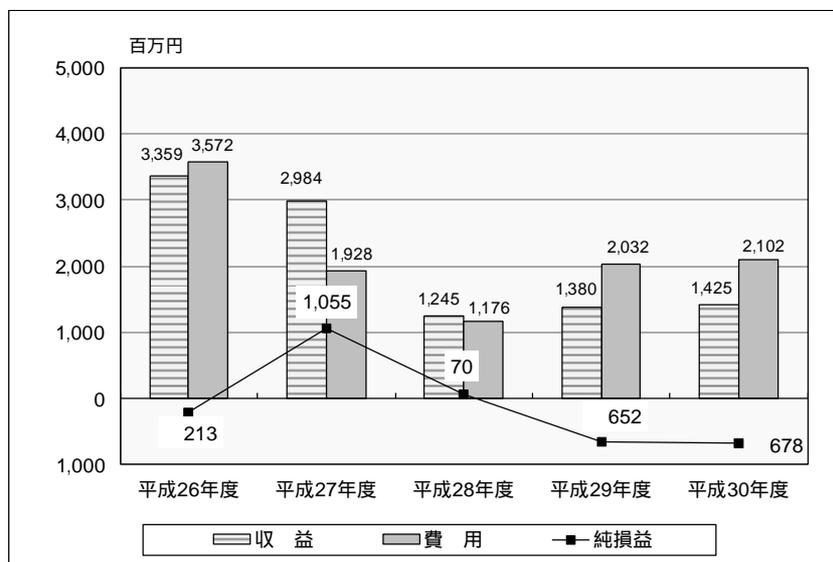
ア 水道事業



イ 工業用水道事業

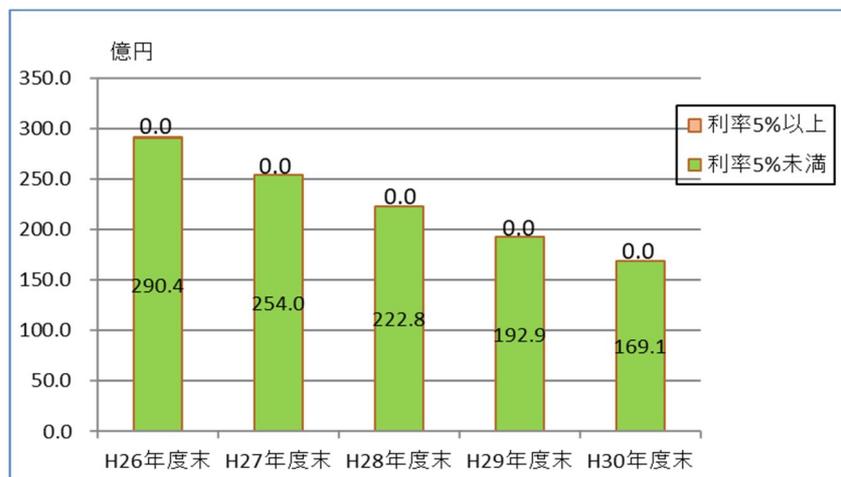


ウ 電気事業

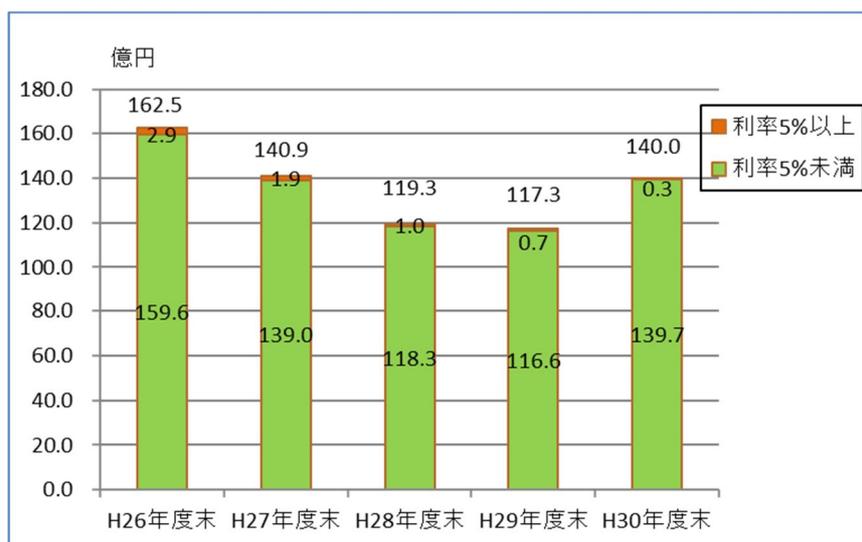


(3) 長期債務残高の推移

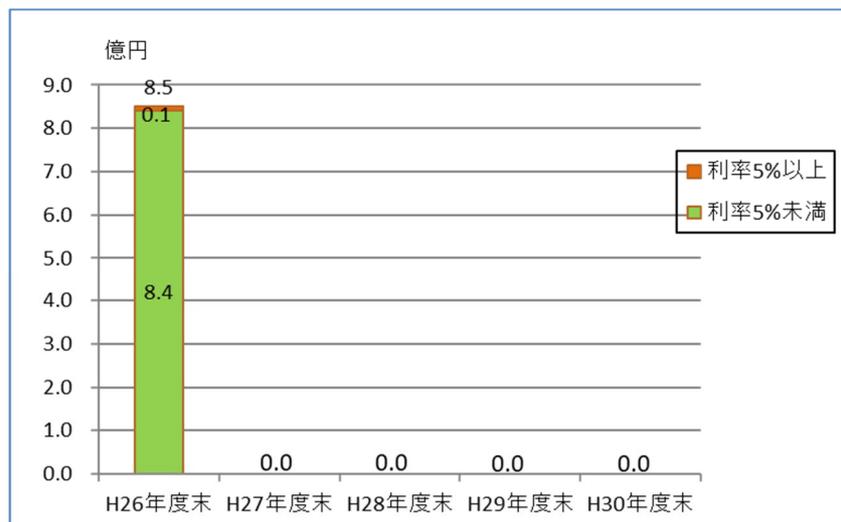
ア 水道事業



イ 工業用水道事業



ウ 電気事業



三重県企業庁経営計画の概要

第1章 策定の趣旨

1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定したものです。

2 計画の位置づけ

三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

3 計画期間

今後 **30** 年から **40** 年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成 **29** 年度から令和 **8** 年度までの **10** 年間の計画としています。

第2章 経営の基本

1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

3 ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

4 経営にあたっての行動基軸

- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開													
<p>【現状】 (事業の概要) ・北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営 ・県内29市町のうち18市町に水道用水を供給 ・給水能力は日量429,366m³で、県全体の水道使用量の約28%を供給</p> <p>(給水量・料金の状況) ・給水量実績は減少傾向で推移 ・施設利用率は全体で約46% ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 ・給水原価は、全国平均と比較すると高い状態</p> <p>(施設管理・整備の状況) ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転監視等の業務を個別に民間委託 ・浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進</p> <p>(水質管理の状況) ・水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化</p> <p>(財務の状況) ・損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</p> <p>【今後の見通しと課題】 ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応 ・南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・人口減少に伴う水需要が減少する一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標				
	<p>ア 安全でおいしい水の供給</p>	(ア) 適切な水質管理	・水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質試験結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施	現状値 H28	目標値 H38										
		(イ) 水質管理の強化 (管理目標値の設定)	・県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化	・水質基準適合率(%)	100	100									
		(ウ) 浄水処理施設の機能強化	・水源水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、活性炭処理設備を整備することで浄水処理機能を強化 ・平成27年度に改定された水質基準への対応として、大里浄水場に凝集沈澱池を整備	・総トリハロメタンの管理目標値達成度(%)	100	100	・カビ臭物質の管理目標値達成度(%) ジェオスミンと2-MIBの2項目	100	100						
	<p>イ 強靱な水道の構築</p>	(ア) 耐震化	・浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、計画的に耐震化 ・耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して耐震管に布設替え	現状値 H28	目標値 H38								・浄水場の耐震化率(%)	10.2	51.0
		(イ) 老朽化対策	・電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新	・管路の耐震適合率(%)	62.1	67.7						・設備の更新率(%)	-	100	
		(ウ) 施設の長寿命化	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・給水障害発生件数(件)	0	0									
	<p>ウ 健全な事業運営の持続</p>	(ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理	・施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践												
		(イ) 施設規模の適正化	・施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置等により再構築	現状値 H28	目標値 H38								・給水原価(円/m ³)	110.4*	115.0
		(ウ) 広域連携	・受水市町等と検討体制を構築し、人材育成に関する連携や施設の共同化等、事業統合に限らず将来の合理的な運営方法などを検討										・経常収支比率(%)	102.3*	100以上
(エ) 料金制度の最適化		・県が供給する水道水の利用促進につながる使用料金の設定、超過料金の廃止など、料金体系の見直しについて検討										*給水原価、経常収支比率の現状値はH27実績値			
(オ) 官民連携		・更なる効率的な事業運営と民間活力の導入をめざし、民間委託の契約期間の長期設定や、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用													
投資・財政計画(収支計画) (単位:百万円)		区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38			
(注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・端数処理のため合計が合わない場合があります。 ・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・10年間の建設改良費は約441億円です。	収益的 収支	収益	8,847	8,807	8,798	8,780	8,786	8,784	8,782	8,777	8,766	8,743			
		費用	8,813	8,694	8,638	8,475	8,415	8,453	8,478	8,505	8,532	8,510			
資本的 収支	収入	34	113	160	305	371	331	304	272	234	233				
	支出	1,031	1,435	2,004	2,743	3,679	2,684	2,212	3,165	52	52				
	うち建設改良費	6,226	5,364	6,803	8,377	6,531	6,559	6,271	7,404	4,147	4,710				
	資本的収支差	3,230	2,989	4,579	6,475	4,695	4,745	4,608	5,914	3,026	3,801				
		企業債残高	5,195	3,929	4,799	5,634	2,852	3,875	4,059	4,239	4,095	4,658			
		内部留保資金	19,288	16,913	14,689	12,788	12,495	12,042	11,475	12,391	11,271	10,361			
			9,700	9,558	8,715	7,216	8,411	8,602	8,615	8,561	8,460	7,863			

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開												
	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標			
	<p>【現状】 (事業の概要) ・北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営 ・平成28年度当初で県内93社106工場に工業用水を供給 ・最大給水能力は日量911,500m³で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給</p> <p>(給水量・料金の状況) ・給水量実績は減少傾向で推移 ・平成28年度当初の契約率は、北伊勢86%、中伊勢60%、松阪100% ・経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量が乖離 ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化</p> <p>(施設管理・整備の状況) ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、その業務を民間委託し、平成21年度からは浄水場等の技術管理業務の包括的な民間委託を導入 ・浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進 ・取水困難な水源を廃止するなど施設規模を適正化</p> <p>(財務の状況) ・損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</p> <p>【今後の見通しと課題】 ・南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや施設の老朽化に伴う更新需要への対応 ・施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	<p>ア 強靱な工業用水道の構築</p>	(ア)耐震化	・南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋を耐震化 ・老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化	現状値 H28 28.0 目標値 H38 100	・浄水場の耐震化率(%)	現状値 H28 30.1* 目標値 H38 35.4	現状値 H28 203* 目標値 H38 213	現状値 H28 109.3* 目標値 H38 100以上	・浄水場の耐震化率(%)	・制水弁の更新率(%)	・管路の耐震適合率(%)	・設備の更新率(%)	・給水障害発生件数(件)
(イ)老朽化対策			・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測 ・予測した水需要は、施設改良計画などに反映	・将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践								
	<p>イ 健全な事業運営の持続</p>	(ア)的確な水需要の予測	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進
		(イ)アセットマネジメントによる適正な資産管理	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新
	<p>イ 健全な事業運営の持続</p>	(ウ)施設規模の適正化	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新
		(エ)料金制度の最適化	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新
	<p>イ 健全な事業運営の持続</p>	(オ)官民連携	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新
		投資・財政計画(収支計画)	(注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・端数処理のため合計が合わない場合があります。 ・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・10年間の建設改良費は約475億円です。	区分 収益的収支 費用 純損益 資本的収支 収入 支出 うち建設改良費 資本的収支差 企業債残高 内部留保資金	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
				5,641	5,617	5,751	5,800	6,109	6,101	6,094	6,087	6,082	6,103	
				5,610	5,616	5,747	5,779	6,082	6,081	6,056	6,063	6,074	6,067	
				31	1	4	21	27	20	38	24	8	36	
				3,407	4,116	5,826	4,765	2,458	2,565	1,820	2,278	1,584	1,651	
				7,306	7,219	8,415	7,423	5,102	5,283	4,546	5,067	4,313	4,398	
				5,201	5,953	7,168	6,322	4,079	4,364	3,633	4,141	3,333	3,354	
				3,899	3,103	2,589	2,658	2,644	2,718	2,726	2,789	2,729	2,747	
				12,824	15,221	19,165	22,241	23,202	24,374	24,841	25,717	25,889	26,074	
				6,806	6,240	6,386	6,492	6,633	6,763	6,897	7,043	7,183	7,314	

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																																																							
<p>【現状】 (事業の概要) ・水力発電事業は民間譲渡し、RDF焼却・発電事業を主体とした電気事業を運営 ・RDF焼却・発電事業の事業期間は平成32年度末まで ・県内5団体(12市町)で製造されたRDFを燃料として、発電した電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給 ・三重ごみ固形燃料発電所の処理能力は日量240トン、発電出力は12,050kW</p> <p>(RDF受入量・供給電力量の状況) ・RDF受入量は年間4万5千トン程度 ・供給電力量は年間約5万MWh</p> <p>(施設管理の状況) ・RDF貯蔵槽爆発事故後に維持管理体制を見直し、施設の総点検及び改修を行うとともに危機管理マニュアル等を整備 ・新たな貯蔵施設を整備し、安全の確保に万全を期した運転管理を実施</p> <p>(財務の状況) ・損益は、RDF焼却・発電事業の開始から赤字が続いていたが、処理委託料の改定や再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用などにより、平成24年度から黒字化</p> <p>【今後の見通しと課題】 ・平成32年度末までの事業期間において、引き続き三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先にした事業運営 ・RDF焼却・発電事業を円滑に終了し、あわせて電気事業を清算</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組				成果指標																																																		
	<p>ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転</p>	<p>(ア) 安全・安定運転の取組</p>	<p>・RDF製造団体等の関係者と連携し、RDFの品質管理の徹底とRDF焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理 ・地元住民の方々との信頼関係を確保しながら確実に安全・安定運転</p>																																																					
	<p>ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転</p>	<p>(イ) RDF焼却・発電事業の終了への対応</p>	<p>・平成32年度末のRDF焼却・発電事業の終了に伴う課題を整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了 ・事業終了後に、関係部局と連携し事業を総括</p>				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 H28</th> <th>目標値 H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・RDF外部処理委託量(t)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・電気事故件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 H28	目標値 H32	・RDF外部処理委託量(t)	0	0	・電気事故件数(件)	0	0																																								
		現状値 H28	目標値 H32																																																					
・RDF外部処理委託量(t)	0	0																																																						
・電気事故件数(件)	0	0																																																						
<p>ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転</p>	<p>(ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ</p>	<p>・施設撤去などの残務処理、電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについて関係部局と協議</p>																																																						
<p>投資・財政計画(収支計画) (単位:百万円)</p> <p>(注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・端数処理のため合計が合わない場合があります。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収益的 収支</td> <td>収益</td> <td>1,362</td> <td>1,223</td> <td>1,234</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>2,417</td> <td>2,199</td> <td>2,194</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>純損益</td> <td>1,055</td> <td>977</td> <td>960</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資本的 収支</td> <td>収入</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資本的収支差</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業債残高</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内部留保資金</td> <td>8,648</td> <td>8,068</td> <td>7,674</td> <td>7,052</td> </tr> </tbody> </table>						区分		H29	H30	H31	H32	収益的 収支	収益	1,362	1,223	1,234	839	費用	2,417	2,199	2,194	1,868	純損益	1,055	977	960	1,029	資本的 収支	収入	500	500	500	400	支出	-	-	-	-	資本的収支差	500	500	500	400	企業債残高		-	-	-	-	内部留保資金		8,648	8,068	7,674	7,052
区分		H29	H30	H31	H32																																																			
収益的 収支	収益	1,362	1,223	1,234	839																																																			
	費用	2,417	2,199	2,194	1,868																																																			
	純損益	1,055	977	960	1,029																																																			
資本的 収支	収入	500	500	500	400																																																			
	支出	-	-	-	-																																																			
	資本的収支差	500	500	500	400																																																			
企業債残高		-	-	-	-																																																			
内部留保資金		8,648	8,068	7,674	7,052																																																			

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																	
<p>【現状】 （経営基盤強化のための取組） ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置 ・専門研修や訓練、OJTの実施による人材育成や技術継承 ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化 ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理 ・ISO9001を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上</p> <p>（地域社会との信頼構築のための取組） ・情報提供とコミュニケーションのためのイベントの実施やユーザーとの定期的な協議 ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放などの地域貢献 ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮</p> <p>【今後の見通しと課題】 ・事業規模の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承 ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応 ・事業を取り巻く環境が変化する中で、地域社会との信頼構築</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組	活動指標															
	<p>ア 経営基盤の強化</p>	<p>（ア）組織・定員・給与・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟で効率的・効果的な組織の整備 業務量に応じた適正な定員管理 職員の給与について適切な制度管理 「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>現状値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H38</td> </tr> <tr> <td>・企業庁専門研修開催時間数（時間）</td> <td>65</td> <td>65以上</td> </tr> <tr> <td>・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）</td> <td>76</td> <td>70以上</td> </tr> <tr> <td>・資金運用状況（％）</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> </table> <p>資金運用状況： 年間平均運用金利 ÷ 年間平均普通預金金利</p>		現状値	目標値		H28	H38	・企業庁専門研修開催時間数（時間）	65	65以上	・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76	70以上	・資金運用状況（％）	100以上
	現状値	目標値																
	H28	H38																
・企業庁専門研修開催時間数（時間）	65	65以上																
・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76	70以上																
・資金運用状況（％）	100以上	100以上																
<p>イ 地域社会との信頼構築</p>	<p>（ア）情報提供とコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすことで県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感を醸成するための積極的な情報提供 県民やユーザーとの対話による相互理解 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>現状値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H38</td> </tr> <tr> <td>・イベントを通じた情報発信対象人数（人）</td> <td>1,104</td> <td>1,100以上</td> </tr> <tr> <td>・施設見学受入れ件数（件）</td> <td>122</td> <td>120以上</td> </tr> <tr> <td>・コピー用紙使用量（％）</td> <td>+1.6</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>コピー用紙使用量：H27使用量を基準とした削減率</p>		現状値	目標値		H28	H38	・イベントを通じた情報発信対象人数（人）	1,104	1,100以上	・施設見学受入れ件数（件）	122	120以上	・コピー用紙使用量（％）	+1.6	5
	現状値	目標値																
	H28	H38																
・イベントを通じた情報発信対象人数（人）	1,104	1,100以上																
・施設見学受入れ件数（件）	122	120以上																
・コピー用紙使用量（％）	+1.6	5																
<p>（イ）コンプライアンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進 																	
<p>（ウ）地域貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設の開放など、地域貢献を継続 																	
<p>（エ）環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活用など環境に配慮した事業活動を推進 																	

第5章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善
 事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

各事業の令和元年度進捗状況

1 水道事業

(1) 運営状況

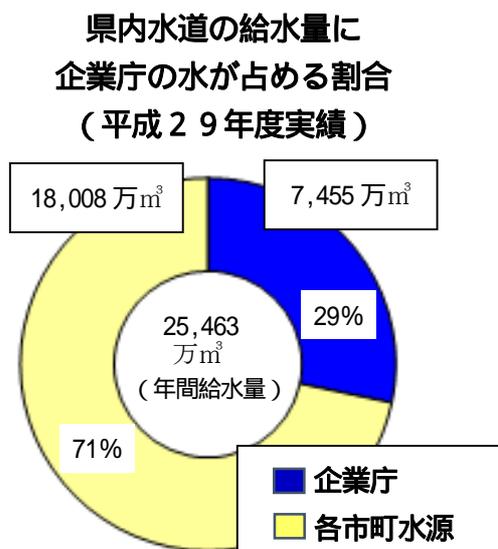
本県の水道事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

令和2年2月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366 m³となっています。

平成29年度の企業庁の給水量は7,455万m³で、県全体の給水量2億5,463万m³の29%を占めています。

(平成30年度の企業庁の給水量は7,371万m³)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、現行の水道料金は平成27年4月1日に改定を行っています。

なお、本年度は、令和2年度以降の料金の見直しを行っています。(p17参照)

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m³・月)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m³)」を乗じて得た金額

料金表 (令和2年2月1日現在)

	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川用水系	北勢系 三重用水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m ³ ・月)	700	1,710	2,300	2,490	980	780
使用料金の料率 (円/m ³)	39					

水道事業の概要【営業関係】

(令和2年2月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画 目標 年度	給水対象市町及び基本水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曽川水系	木曽川総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60 四日市市 36,200 木曽岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重水系	三重用水 <水沢>	H12 四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	R7 四日市市 2,200 木曽岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	R7 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	R2 伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H27.4.1	
合 計			18市町	429,366	

水道事業の概要【確保水源】

(令和2年2月1日現在)

水 源	計画給水量(m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成 6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成 3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)

事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額。

(3) 経営目標および達成に向けた取組状況

ア 経営目標：安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズも踏まえた、安全でおいしい水の供給をめざします。

「三重県企業庁経営計画」において、「おいしい水」とは塩素臭が少なく異臭のない水としています。

[目標達成に向けた取組状況]

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

本年1月末時点において、経営計画の経営目標である「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準、管理目標値はすべて達成しています。

また、水道全5浄水場へ活性炭処理設備の整備（播磨、水沢、高野、多気浄水場には整備済）を進めており、本年度は、大里浄水場の活性炭処理設備の整備を実施しています。

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
安全でおいしい水の供給	水質基準適合率（％）	100	100	100
	総トリハロメタンの管理目標値達成度（％）	100	100	100
	カビ臭物質の管理目標値達成度（％）	100	100	100
	臭気強度の管理目標値達成度（％）	100	100	100

【成果指標の説明】

- ・水質基準適合率
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合
- ・総トリハロメタンの管理目標値達成度
水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値0.1mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L以下」を達成した割合
- ・カビ臭物質の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値0.00001mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L以下」を達成した割合
- ・臭気強度の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

イ 経営目標：強靱な水道の構築

南海トラフ地震など、大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

[目標達成に向けた取組状況]

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

主要施設の耐震化については、経営計画の計画期間中において、全5浄水場の全49浄水処理施設の耐震化を完了させるとともに、全27排水処理施設のうち16施設、全14調整池のうち10池の耐震化を進めることとしています。

本年度は、高野浄水場の6浄水処理施設の耐震補強詳細設計の他、伊勢調整池(5,000 m³×1池)の耐震詳細診断を実施しています。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	87.8 1 (43/49)	87.8 (43/49)	100 1 (49/49)

1： 経営計画策定時には、耐震詳細診断(平成27年度～平成29年度)を実施していたため暫定値としていましたが、耐震詳細診断の結果、新たに38施設で耐震性を有していることを確認したので、平成30年度に目標値の見直しを行いました。

b 管路の耐震化

管路については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路が約160kmあり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmの耐震化に加え、布設後40年以上経過した管路約6.5kmをあわせた30.4kmの耐震化を前倒しして実施することとしています。

本年度は、当初予定していた管路約2.5kmの布設替工事に、道路改良工事等に併せて布設替えが可能となった約1.5kmの管路を加えた、計約4.0kmの布設替工事を実施するとともに、約5.8kmの測量設計を行っています。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	63.9 (274.7/429.6)	64.3 (276.2/429.6)	69.2 2 (297.2/429.6)
うち経営計画期間中 における優先実施分	26.3 (8.0/30.4)	31.3 (9.5/30.4)	100 (30.4/30.4)

2： 管路の耐震化を早期に進めるため、布設後40年以上を経過し、耐震性の低い継手を有する管路等の耐震化の前倒しを行うこととし、平成30年度に目標値の見直しを行いました。

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、電気設備の点検整備、多気浄水場送水ポンプ設備等の分解点検整備工事を実施しています。



ポンプ設備の分解点検状況

b 電気・機械設備の更新

更新時期を迎える電気・機械設備については、経営計画の計画期間中において、157設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、水需要の動向なども注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、浄水場の受変電設備やポンプ監視制御設備など16設備の更新工事を実施しています。

なお、点検時に取替が必要となった3設備を前倒して更新したため、本年度末には、目標値を上回る48設備の更新が完了する見込みです。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
設備の更新率 (%) (累積/計画期間に更新する設備数)	28.7 (45/157)	30.6 (48/157)	100 (157/157)



送水ポンプ所の直流電源設置状況

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R 8 目標値
強靱な水道 の構築	浄水場の耐震化率（％）	87.81	87.8	100.1
	管路の耐震適合率（％）	63.9	64.3	69.22
	設備の更新率（％）	28.7	30.6	100
	給水障害発生件数（件）	0	0	0

- 1： 経営計画策定時には耐震詳細診断（平成27年度～平成29年度）を実施していたため暫定値としていましたが、耐震詳細診断の結果、新たに38施設が耐震性を有していることを確認したため、平成30年度に目標値の見直しを行いました。
- 2： 管路の耐震化を早期に進めるため、布設後40年以上を経過し、耐震性の低い継手を有する管路等の耐震化の前倒しを行うこととし、平成30年度に目標値の見直しを行いました。

【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・管路の耐震適合率
管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率
計画期間（平成29年度～令和8年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は157設備
- ・給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数。
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民への給水に支障がない場合は給水障害としない。

ウ 経営目標：健全な事業運営の持続

給水人口や給水量が減少することが見込まれる将来においても、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

[目標達成に向けた取組状況]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざすため、アセットマネジメント手法^注による中長期的な視点を持った資産管理の実践や、施設規模の適正化、広域連携などについて検討しています。

注) アセットマネジメント手法とは、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月 厚生労働省)」に基づき、今後40年度程度の水需要、施設更新の需要及び財政収支の見直しを行い、計画的・効率的な水道施設の改築や維持管理、資金確保を進めるものです。

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
健全な事業 運営の持続	給水原価 (円/m ³)	112.5	108.6	115.0
	経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上	100 以上

【成果指標の説明】

・給水原価

有収水量1 m³を作るために要する費用

{ 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入) } ÷ 有収水量

・経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

(4) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業(長良川水系)の施設整備については、受水市町からの要請を受け、県(環境生活部)が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」(平成20年3月改定)に基づき、当庁が実施しています。

本年度は、大里浄水場の凝集沈澱池等の築造工事(平成30年度着工)について、令和3年度の供用開始に向けて取り組んでおり、機械設備等の整備に着手しました。

また、取水・導水施設の整備については、受水市町との協議を踏まえ、令和7年度の供用開始に向けて計画的に進めており、本年度は、基本設計を実施しています。

(5) 水道料金の見直しについて

ア 現行の水道料金

企業庁が経営する水道用水供給事業の料金は、「三重県水道供給条例」第5条の別表に定めており、現行料金は下表のとおりです。

なお、現行料金の算定期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間となっています。

【現行料金】

事業名・水系名		基本料金 (円/m ³ ・月)	使用料金 (円/m ³)	超過料金 (円/m ³)	
北中勢 水道	北勢系	木曽川用水系	700	39	180
		三重用水系	1,710		
		長良川水系 (亀山市の区域以外の 区域に係るもの)	2,300		
		長良川水系 (亀山市の区域に係 るもの)	2,490		
	中勢系	980			
南勢志摩水道		780			

亀山市の区域に係る料金は、受水地点の変更に伴う整備費用を加算した別料金

イ 料金の見直しにおける基本的な考え方

a 算定方法

全国の水道事業者が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に基づき、総括原価方式により算定しています。

・ 算定期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

・ 二部料金制

基本料金：施設の建設・改良に要した費用に基づき算定

使用料金：維持管理に要する費用に基づき算定

b 使用料金の平準化

複数水系を利用する受水市町の利便性を考慮し、平成22年度から全ての水系で平準化し、今回の見直しにおいてもこれを維持します。

c 超過料金の平準化

平成2年度から全ての水系で平準化し、今回の見直しにおいてもこれを維持します。

ウ 新料金（案）

事業名・水系名		受水市町	料金種別	単位	現行料金	新料金(案)	増減
北中勢水道	北勢系	木曽川用水系	基本	円/m ³ ・月	700	700	0
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
		三重用水系	基本	円/m ³ ・月	1,710	1,710	0
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
		長良川水系	基本	円/m ³ ・月	2,300	2,230	△ 70
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
	長良川水系(亀山市)	基本	円/m ³ ・月	2,490	2,430	△ 60	
		使用	円/m ³	39	39	0	
		超過	円/m ³	180	180	0	
	中勢系	津市・松阪市	基本	円/m ³ ・月	980	960	△ 20
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
南勢志摩水道	伊勢市・松阪市・鳥羽市・志摩市・多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町	基本	円/m ³ ・月	780	780	0	
		使用	円/m ³	39	39	0	
		超過	円/m ³	180	180	0	

エ 料金改定のスケジュール（案）

令和2年2月 令和2年定例会2月定例会に「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」を提出

令和2年4月1日 新料金の適用

【参考1】水道料金の推移

水道料金の推移

(単位：円)

年度	北 中 勢 水 道															南勢志摩							
	北 勢 系						中 勢 系																
	木曾川用水			三重用水			長良川			長良川(亀山市)			雲出川			長良川							
基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過			
12	1,020	39	180	3,300	75	180									380	39	180	2,060	60	180	1,320	60	180
13							1,400	39	180														
14																							
15																							
16																							
17	680				65									470				2,030	39		1,290	39	
18																							
19																							
20																							
21										3,130	39	180											
22	670			2,930	39								1,000					1,000			1,070		
23							2,560			2,750													
24																							
25																							
26																							
27	700			1,710			2,300			2,490			980					980			780		
28																							
29																							
30																							
31																							

基本料金は基本水量（一日最大給水量）1 m³当りの月額

使用料金は使用水量 1 m³当りの金額

【参考2】水道料金の算定方法

(1) 基本料金（資本費：施設の建設・改良に要した費用）

$$\text{基本料金} = \frac{\text{支払利息} + \text{減価償却費} + \text{資本造成費}}{(\text{円} / \text{m}^3 \cdot \text{月}) \quad \text{基本水量} (\text{一日最大給水量}) \times 12 \text{月} \times \text{料金算定期間}}$$

(注) ア 支払利息：施設の建設・改良等に要する資金に充てるため借入れた企業債（政府債、公庫債、縁故債）の利息

イ 減価償却費：固定資産の耐用年数に応じて定額法で計上

ウ 資本造成費：減価償却費を超える元金償還額がある場合に、その差額を計上

(2) 使用料金（営業費用：維持管理費）

$$\text{使用料金} = \frac{\text{維持管理費}}{(\text{円} / \text{m}^3) \quad \text{算定期間の全使用水量}}$$

(注) ア 使用水量：各市町の給水需要計画を基に算定

イ 維持管理費：人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託費、負担金、市町村交付金、物件費（前記以外の経費で旅費、賃金、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、その他）

2 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

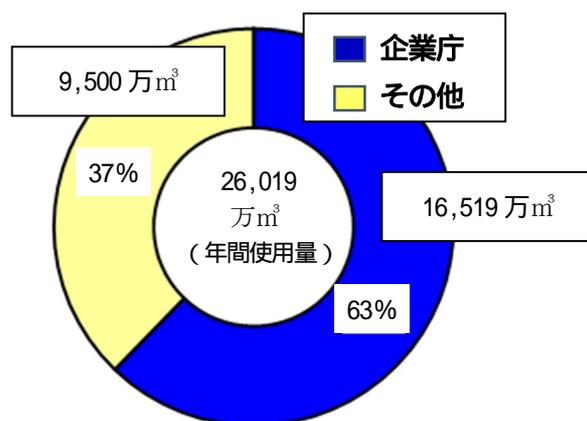
令和2年2月1日現在の給水能力は、1日あたり911,500 m³で、県内の91社103工場に工業用水を給水しています。

平成30年の企業庁の給水量は1億6,519万m³で、県全体の工業用水使用量^注2億6,019万m³の63%を占めています。

(令和元年の企業庁の給水量は1億6,468万m³)

注) 県全体の工業用水使用量は、最新の平成30年工業統計調査(経済産業省)より引用。

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(平成30年実績)



工業用水道事業の概要

(令和2年2月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社80工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,890	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	14社16工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,370	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	柳田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		91社103工場		(1,088,500) 911,500	807,760			(14,699,936) 69,255,243

給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。

給水区域は現在給水している区域を示す。

中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和2年2月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用していません。また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道料金については、事業ごとに設定しており、平成27年度に見直した結果、平成28年度から5年間の料金を3事業とも据え置きました。

その後、中伊勢工業用水道において、ユーザーから使用の廃止の申し出があり、契約水量が3割程度減少したことから、平成29年度に料金の見直しを行い、平成30年4月1日から料金を改定しています。

また、原則5年ごとに料金の見直しを行っており、令和3年4月1日からの料金については、令和2年度に見直しを行う予定です。

基本料金・・・「基本使用水量 (m³/日)」（契約水量）にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量 (m³/日)」（基本使用水量から休止水量^注を減じた水量）にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

料金表 (令和2年2月1日現在)

(単位: 円/m³)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 経営目標および達成に向けた取組状況

ア 経営目標：強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

[目標達成に向けた取組状況]

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

主要施設である浄水場の浄水処理施設については、既に耐震化が完了した沢地浄水場の7施設に加えて、経営計画の計画期間中において、18施設(伊坂、山村(1系、2系))の耐震化を実施することとし、令和5年度に全3浄水場(沢地、伊坂、山村)の25施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度においては、山村浄水場(2系)5施設の耐震化工事(平成28年度着工)に取り組むとともに、伊坂浄水場9施設と山村浄水場(1系)4施設の耐震化詳細設計を実施しています。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	28.0 (7/25)	28.0 (7/25)	100 (25/25)



耐震補強工事が完了した沢地浄水場
(平成27年度完了)



耐震化工事施工中の山村浄水場(2系)
(令和2年度完成予定)

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。

本年度は、野代導水ポンプ所や長太加圧ポンプ所のポンプ設備分解点検工事などを実施しています。

b 管路等の更新

管路については、総延長約 350 kmのうち、耐震適合性のない管路が約 138 kmあり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1 kmを優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

また、配水運用の切り替え、漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、昨年度に引き続き、管路約 3.4 kmの耐震化に取り組んでいます。

また、令和 2 年度以降に更新を予定している管路のうち約 2.0 kmの測量設計を実施しています。

なお、関係機関との調整により管路の更新を前倒ししたこと等により、本年度末における耐震適合管の延長は、目標値(215.3km)を上回る見込み(215.5km)となっています。

制水弁については、内径 1000 耗制水弁など 3 基の取替工事に着手しました。

なお、管路の更新時において必要となった制水弁など 8 基についても更新したため、本年度末には目標値を上回る計 24 基の更新が完了する見込みです。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R 8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	61.5 (215.3/350.1)	61.6 (215.5/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
うち経営計画期間中 における優先実施分	14.0 (3.1/22.1)	14.9 (3.3/22.1)	10.0 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/全体 計画期間に更新する基数)	23.2 (16/69)	34.8 (24/69)	10.0 (69/69)

管路の耐震適合率欄()内の数値については、**0.1km** 単位に四捨五入しています。

c 電気・機械設備の更新

更新時期を迎える電気・機械設備については、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断し、経営計画の計画期間中において、129 設備を更新することとしています。

本年度は、昨年度に着手した 5 設備に加え、計装設備や無停電電源装置など 5 設備の更新工事を実施しています。

なお、点検時に取替が必要となった 4 設備を前倒して更新したため、本年度末には、目標値を上回る計 32 設備の更新が完了する見込みです。

経営計画上の成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
設備の更新率(%) (累積/全体 計画期間に更新する設備数)	21.7 (28/129)	24.8 (32/129)	100 (129/129)

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
強靱な工業用水道の構築	浄水場の耐震化率(%)	28.0	28.0	100
	制水弁の更新率(%)	23.2	34.8	100
	管路の耐震適合率(%)	61.5	61.6	66.9
	設備の更新率(%)	21.7	24.8	100
	給水障害発生件数(件)	0	0	0

【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設(25施設)のうち耐震化する施設数の割合
- ・制水弁の更新率
計画期間(平成29年度~平成38年度)に更新する制水弁数の割合
更新対象数は69基
- ・管路の耐震適合率
管路総延長(約350km)のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率
計画期間(平成29年度~平成38年度)に更新する設備数の割合
更新対象設備は129設備
- ・給水障害発生件数
企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーの操業に支障がない場合は給水障害としない。

イ 経営目標：健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

[目標達成に向けた取組状況]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、的確な水需要予測やアセットマネジメントによる資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討しています。

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 見込値	R8 目標値
健全な事業運営の持続	給水原価 (円/m ³)	33.3	30.8	35.4
	年間給水量 (百万m ³)	210	217	213
	経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上	100 以上

【成果指標の説明】

・給水原価

有収水量 1 m³を作るために要する費用

{ 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入) } ÷ 有収水量

・年間給水量

1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量

・経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

3 電気事業（RDF焼却・発電事業）

（1）運営状況

ア 発電所でのRDF焼却・発電の終了

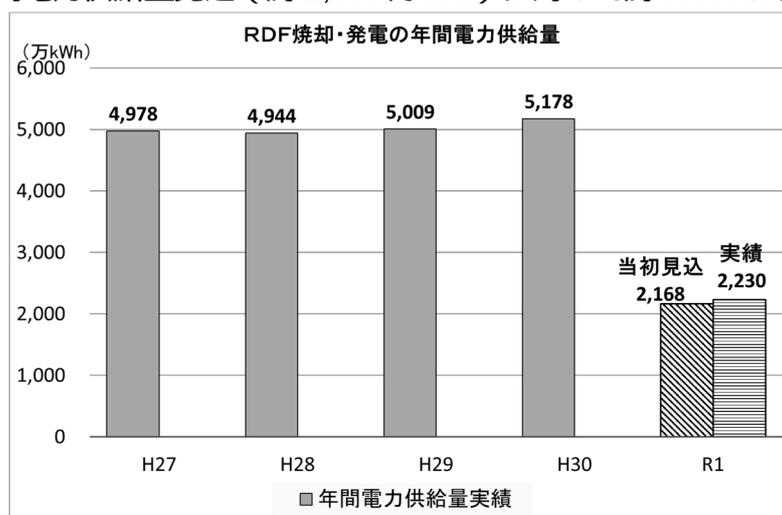
本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、平成14年12月に運用を開始しました。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、事業に参画する市町及び三重県で構成する三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）総会決議に基づき、令和2年度末までとしていましたが、平成30年7月19日に開催された協議会総会において、「製造団体は、平成31(2019)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」こと等が決議されました。

この決議を受けて、製造団体は令和元年8月から9月にかけて、順次新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了しました。

イ RDF焼却・発電終了までの取組

令和元年4月1日から9月17日の焼却・発電終了までの電力供給量は約2,230万kWhで、年間電力供給量見込（約2,168万kWh）に対して約103%となりました。



ウ 施設の稼働終了に伴う処置

焼却・発電の終了後、設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水及び薬剤等の取り出し及び処分を行いました。

また、清掃作業等の完了後には、施設への侵入防止対策として、発電所敷地の周囲にフェンスを整備します。

エ 電気事業法上の発電所の廃止

RDFの焼却・発電が終了した令和元年9月17日以降、三重ごみ固形燃料発電所では、設備の清掃作業等に要する電力を電力会社から受電していましたが、設備の清掃作業等が完了したことから、令和元年12月21日(土)に電力会社が同発電所と送電線の接続切り離し作業を行いました。

このことを受けて、令和元年12月24日(火)に、令和元年12月21日(土)を廃止日とする同発電所に係る「自家用電気工作物廃止報告書」を電気事業法第106条の規定に基づき中部近畿産業保安監督部へ提出し、受理されました。

このことにより、令和元年12月21日(土)をもって電気事業法における「三重ごみ固形燃料発電所」を廃止しました。

(2) 経営目標および達成に向けた取組状況

ア 経営目標：三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転

[目標達成に向けた取組状況]

(ア) 安全・安定運転の取組

a 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転

本年度は、電気事業法第55条の規定に基づき、ボイラーの定期事業者検査を4月から6月にかけて実施するとともに、自主点検としてボイラー点検を7月から8月にかけて実施し、各部の点検及び補修を行いました。

令和元年9月17日の焼却・発電終了まで、発電所の安全・安定運転に最優先で取り組んだ結果、電気事故(電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故)は発生しませんでした。

また、点検等による計画的な停止を除き、ボイラーの停止は無かったことから、RDFの外部処理は発生しませんでした。

b 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の開催

令和元年12月18日(水)に学識経験者等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議技術部会」を、令和2年1月27日(月)には学識経験者や地域住民等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を開催し、令和元年9月17日までの発電所の運転状況、施設の点検・修理の結果、及びRDFの受入・保管状況等について報告を行いました。

c 地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を開催し、地域との調整や情報共有を行いました。

また、「発電所だより」により、定期的に地元住民の方々に発電所の運転状況等の報告を行いました。

(イ) R D F 焼却・発電事業の終了への対応

a R D F 焼却・発電施設撤去設計等業務委託

R D F 焼却・発電施設の撤去費用や工期等を算出するため、施設撤去設計業務委託及び土壌調査業務委託を実施しています。

令和元年9月17日の焼却・発電終了後、現地における調査に着手しており、引き続き、周辺環境に配慮した撤去工法、安全対策等について検討を行ってまいります。

b セーフティーネットの運用

平成30年7月の協議会総会決議（別紙）に基づき、R D F の製造を継続している団体に対して、令和元年9月から令和3年3月までの間、セーフティーネットを運用しています。

セーフティーネットの詳細については、別紙の協議会総会決議「3」をご参照ください。

c 事業の総括等

施設撤去等を行った後に、関係部局等と協議・調整のうえ、残余の財産等は一般会計へ引き継ぐこととしています。

また、すべての事業が終了した際には、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、改めて事業の総括を行うこととしています。

[成果指標]

経営目標	成果指標	R元 目標値	R元 実績値
三重ごみ 固形燃料 発電所の 安全・安定 運転	R D F 外部処理委託量 (t)	0	0
	電気事故件数 (件)	0	0

【成果指標の説明】

・ R D F 外部処理委託量

県内で製造された R D F を発電所で焼却せず、外部処理した量
ただし、タービン定期事業者検査に起因した外部処理量を除く。

・ 電気事故件数

電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故（死傷事故、火災事故、破損事故など）の発生件数

R D F 焼却・発電事業に関する決議

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した R D F 焼却・発電事業に係る確認書(以下「確認書」という。)及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、R D F の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 R D F の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の R D F 処理委託料(14,145 円/t(税抜))を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、R D F の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。

平成 30 年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要

1 開催概要

(1) 日 時 平成 31 年 2 月 6 日 (水) 10:00 ~ 11:30

(2) 場 所 三重県勤労者福祉会館 2 階第 2 会議室

(3) 出席者

ア 懇談会構成員 (50 音順、敬称略)

朝日 幸代 (国立大学法人三重大学 人文学部 法律経済学科 教授)

喜多 潤 (コスモ石油株式会社 製造ユニット 四日市製油所)

玉置 尚弘 (株式会社グリーンエナジー津 代表取締役 所長)

土田 繁 (土田会計事務所 代表)

豊田 由紀美 (Y's 建築設計事務所 代表)

中村 高弘 (伊勢市上下水道部 部長)

イ 企業庁

企業庁長、副庁長、次長、企業総務課長、財務管理課長、水道事業課長、工業用水道事業課長、電気事業課長、機電管理監、RDF 発電監

(4) 議 事

1) 事業概要等説明

三重県企業庁の概要

三重県企業庁経営計画の概要

各事業の平成 30 年度進捗状況

2) 意見交換

2 平成 30 年度懇談会でのご意見に対する考え方・取組状況

(1) 水道事業

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	水道事業においては、管路の耐震化を約 6 km 前倒しすることのだが、計画期間の後半では緩やかに取り組むということか。	管路の耐震化については、全力で取り組んでおり、液状化が想定される地域に埋設されているなど想定被害率の高い管路から優先して行っているが、地域条件や地質が異なることから、進捗は一定ではなく、計画期間の後半に緩やかに取り組むという考えはない。
2	企業や一般家庭でも節水努力が進んでいるが、その結果、水道料金が上がってしまうと本末転倒である。 使用量が減少傾向にある中、水道料金への影響はどうか。	基本料金については、総括原価方式により、建設費の返済額などを総契約水量で割ることで算定しているため、影響を受ける。 一方で、使用料金については、受水市町において、効率的な管理運営を行うために広域連携を進めるとい流れがある中で、受水市町の利便性を考慮し、平準化を行っており、料金の低減化にも努めている。

3	<p>水道法改正を受け、企業庁では水道事業の運営権の民間企業への譲渡などを検討しているのか。</p>	<p>水道事業の運営権を民間企業へ譲渡することは、現時点では検討していない。</p> <p>ただし、浄水場に職員を配置したうえで、運転監視等の業務を民間委託するなどの官民連携は進めている。</p>
---	--	--

(2) 工業用水道事業

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	<p>平成 30 年 4 月から中伊勢工業用水道事業で料金を改定したが、料金が上がったことにより企業の節水等の需要低下はあったのか。</p>	<p>平成 30 年度は、8 月の異常高温や湯水等により、一部の地域で水の取り合いに近い状況が発生したほか、冷却水として使用している企業で使用量が増加しており、節水等の需要低下があったという認識はない。</p>
2	<p>北伊勢工業用水道の需要増加分を中伊勢へ均すようなことはできないか。</p> <p>今後、長期的に三重県全体を均すようなことも可能であれば検討してほしい。</p>	<p>北伊勢と中伊勢はそれぞれ独立しているため、事業別の料金体系をとっている。</p> <p>管路がつながっていれば、料金を均すことも可能であるが、管路の接続には多額の費用を要するため、費用対効果の観点から、管路の接続は困難である。</p> <p>一方で、新規ユーザーを獲得し、料金の抑制に繋げるための取組として、年間 300 件以上の電話営業のほか、セミナー営業への出席、企業立地部局との連携などを行っている。</p>
3	<p>北伊勢工業用水道と中伊勢工業用水道の料金には大きな差があり、北伊勢に工場を持っていくかという判断になる。</p> <p>料金制度の最適化は、長期的にどのようなビジョンをもっていて、企業の誘致を含め、三重県の北部、中部の均衡にどのようなイメージを持っているのか。</p>	<p>料金差については、北伊勢と中伊勢の管路を接続し、全域の料金を一元化すれば解消されるが、管路を繋ぐためには多額の経費が必要である。</p> <p>接続に要する経費は料金に反映されることになるため、管路を接続する場合は、全体の料金を上げたうえで、料金の平準化を行うことになる。</p>

4	<p>工業用水道事業の企業債残高が、10年間で128億円から260億円へと増加する見込みとなっており、建設改良に相当な費用がかかると思われる。</p> <p>減価償却を通じて料金に反映されると思うが、方向性としては料金一元化の方向へもっていく方が合意を得られやすいと思われるかどうか。</p>	<p>当面の投資計画については、耐震化・老朽化対策(山村浄水場)、配水運用の強化(大矢知加圧ポンプ所、垂坂配水池、羽津シールド工事)に数十億円単位の投資を行っており、内部留保資金をこれ以上減らせない中で、企業債を充当しながらやっていくという判断のもと進めている。</p> <p>水道料金については、令和2年度の料金改定に向けて、ユーザーとの意見交換も交えながら、基本料金と使用料金の見直しを行っている。</p>
---	--	---